

คำชี้แจง “ เรื่อง การใช้สิทธิและประโยชน์การยกเว้นภาษีเงินได้นิติบุคคลของโครงการที่ได้รับกาส่งเสริมตามมาตรการส่งเสริมการลงทุนกรณีพิเศษ ตามประกาศคณะกรรมการส่งเสริมการลงทุนที่ 3/2550,2/2553,3/2554,และ6/2554

投資委員会事務局の説明書

件名:投資委員会布告第 3/2550、2/552、2/2553、3/2554 および 6/2554 号に基づく特別奨励政策に基づく奨励プロジェクトの法人所得税免除恩典の利用

投資委員会布告第 3/2550、2/552、2/2553、3/2554 および 6/2554 号に基づく特別奨励政策に基づく奨励プロジェクトの法人所得税免除恩典の利用を明確にするために投資委員会事務局は法人所得税の利用を以下の通り説明する。

1. 既存事業とは投資委員会布告第 3/2550、2/552、2/2553、3/2554 および 6/2554 号に基づく特別奨励政策に基づく奨励プロジェクトの法人所得税免除恩典を申請する前にすでに操業し、収入が発生している事業を意味する。
2. 法事所得税免除対象となる収入は奨励証書受領後に発生したものとする。
3. 法人所得税免除恩典の利用は各会計年度該当のプロジェクトに発生する純利益の全額を対象にするものとし、その一部にすることができない。
4. 奨励者が利益が発生し、法人所得税免除恩典を利用せずに法人所得税を支払った場合、支払った法人所得税は奨励証書に謳われた免除税額から引かれることがないが、法人所得税免除期間は奨励証書に謳われた収入発生日より引き続き継続するものとする。
5. 既存の奨励事業の場合、新しい奨励証書が発行されたときに既存の奨励証書を取り消す。

以上、お知らせする。

投資委員会事務局

2011 年 7 月 4 日